

## 阿賀野市条例第5号

阿賀野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

阿賀野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年  
阿賀野市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第5条第1項中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

別表21 学校薬剤師の項中「50,000円」を「65,000円」に改め、同表2  
2 学校薬剤師（学校給食共同調理場）の項中「20,000円」を「30,000円」  
に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。